

結婚相手紹介サービスの親への勧誘にご注意

近年、未婚率が上昇し晩婚化が進むことを背景に、結婚相手紹介サービス業者は、親に対して電話勧誘や家庭への訪問を行い、「子が結婚しないのは親の責任」と、業者が親に迫って親や子に契約させたり、「子に話すと反対するから内緒にするように」と、結婚の当事者であるお子さんにきちんと説明等をしないまま、親が契約をさせられるなど、親と事業者とのトラブルも増加しています。また、契約したものの、最初の説明と違って思うような紹介サービスがなされなかったり、思わぬ高額な料金が請求されたりと、トラブルも様々です。

今後もこの市場が拡大すると思われる、親が関与する結婚相手紹介サービスについて、注意すべき点の情報提供と注意喚起をします。

【消費者へのアドバイス】 【H 29.10. 国民生活センター公表より】

- ① 結婚相手紹介サービスの契約に親がかかわる場合には、まずは、結婚当時者の子と親との間で、結婚に関して十分なコミュニケーションをとりましょう。親子でサービス内容を確認し、双方が納得した上で契約しましょう。
- ② 結婚相手紹介サービスは、業者によって提供されるサービスが異なります。書面の交付を受けた上で、具体的な内容、紹介される回数、契約期間等、契約書の記載内容を慎重に確認しましょう。口約束で取り決めた契約条件も書き込むと良いでしょう。
- ③ 親が内緒で契約し、子が反対したときには、既にクーリング・オフ期間が過ぎていたというケースが見られます。中途解約できるケースもありますが、解約時にいくら支払う必要があるのか、解約料についても認識しておきましょう。
- ④ 親が関与する結婚相手紹介サービスでのトラブルの半数以上が、業者の訪問や電話勧誘をきっかけにした契約で発生しています。断っているのに訪問や電話で執拗に勧誘してくる業者や、契約時に契約書面や概要書面等を渡さない業者とは契約しないようにしましょう。
- ⑤ 結婚相手紹介サービスは出会いの場を提供するサービスであり、必ず成婚を約束するものではないので、過度な期待を抱くとトラブルの原因となるので気をつけましょう。その点を認識した上で、子へ勧めるなどの判断をしましょう。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いちゃ}188